

6. サポートセンター新星館

1. 運営の方針

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市、地域の保健、医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 指定特定相談支援の実施に当たっては、利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- (4) 関係法令等を遵守し、事業を実施します。

2. サービスの内容

(1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談

利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行います。

(2) アセスメントの実施

① サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者等の心身の状況・置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

② アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うものとし、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るよう努めます。

(3) サービス等利用計画案の作成

アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援及び指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類・内容・量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

(4) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う介護を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者から

専門的な見地からの意見を求める。利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。

(5) サービス等利用計画の作成

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかを区分した上で、サービス等利用計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

(6) 継続的なモニタリングの実施

①モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録します。

②モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。